

平成 21 年 1 月 20 日 建設常任委員会

亀井委員

まずはじめに、解雇者等に対する県営住宅への期限付入居については、今日の部長からの御報告にもございました。これについて、何点かお聞きしたいと思います。

今回の雇止めの離職者に対して県営住宅の一時使用が今行われておりまして、それは昨年 12 月 15 日の常任委員会では全く話が出ていませんで、その 3 日後ぐらいの 18 日に記者発表されたと聞いておるんですけれども、なぜ 12 月 15 日の常任委員会で発表できなかったのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、今その県営住宅を提供しているというふうなことなんです、その経緯を含めてお聞きしたいと思います。

県土整備部参事(県営住宅担当)

15 日の委員会でありますけれども、御報告しておりません。というのは、我々も以前から、原油・原材料の問題等で時宜を得た対策、緊張感を持った対策ということで、いつでも対応できるようにということで考えておりましたけれども、12 日に政策部から経済対策をきちんと考えようという指示があり、15 日、委員会の日の朝に、商工労働部長から、雇用対策の一環として 12 月中に派遣労働者への住宅の提供ができないか至急部長と相談してほしいという話がありました。すぐに部長に相談いたしまして、部長のゴーサインがでたのが委員会の直前であります。それで、その後、商工労働部を通じまして、国の神奈川労働局にも協力を要請しました。これは、雇用のために住宅を提供するということでもありますから、労働局の協力が必要であります。ですから、15 日の委員会の段階ではまだ決まっていなかったのです。

それから、県営住宅でありますので、国の補助金を受けてございます。補助金を受けている事業については、国の目的外使用許可というのをとらなければいけません。それについて、16 日に、国に申し入れまして、その日の夜中、夜 11 時ごろに回答がございました。そして、条件が整いましたので、17 日の日に知事に最終的に報告させていただき、お話しのとおり 18 日に発表した、そういう経緯でございます。

亀井委員

何か常任委員会の頭越しでやられているのかなと思ってちょっとびっくりしたんですけれども、迅速に対応していただいたんだということで納得しました。

次なんですけれども、この件に関してはハローワークが積極的に協力してくれているというふうに聞いておるんですけれども、具体的にはどのような協力をされているんでしょうか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

ハローワークの方からは、仕事をあつせんするとき困るのが、住居がないということが非常に困ると聞いています。住居を持たない方がいらっしゃった場合に、6 箇月の期限付き入居であるとか、12 月 1 日以降の雇止めであるとか、県営住宅の条件に合致しているか、そういうことをハローワークで確認、受付をしていただいて、それから私どもに申請書が来るということになっています。

亀井委員

そうすると、この報告書の 6 ページの左側の参考資料のところ、連帯保証人不要となっておりますが、これは、信用保証をするのはハローワークがやってくれるのですか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

ハローワークは、保証人にはなれません。6箇月で出ていただかなければいけませんので、ずっといていただいたら困ります。そうすると、働く意思があるということが条件なんです。ハローワークの方で、一生懸命働こうとしていますし、我々もちゃんと就業あっせんしますので、6箇月の入居で大丈夫です。そういったところをハローワークの所長がきちんと押印して我々のところへ送っていただくということになっています。ですから、保証人とかそういうことまでではありませんけれども、一生懸命頑張っている方だという保証をしていただくということでございます。

亀井委員

続きまして、今回の募集は横浜市泉区のいちょう上飯田団地ですよね。その選択はどのようにしてなされたんですか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

現在、県営住宅応募倍率は12倍あります。ですから、本来入居者に影響を与えないということが条件であります。それから、先ほど申し上げたとおり、12月中に入居ということだったものですから、直ちに入居可能であるという、この二つの条件を満たすということになります。

ちょうど、いちょう上飯田団地は、大規模改修の仮移転先として使っていた住宅であり、それがちょうど12月25日を期限に空くということでありまして、その住宅を26日から利用するということになりました。仮移転先として使っていた住宅でありますので、きちんとおふろ等も備わってすぐに住める状態になっていたということでもあります。しかも、一時使用は6箇月の期限付き入居でありまして、この住宅は、本来入居者の方には5月の募集の対象にしておりましたので、5月の募集であれば、9月ごろからの入居となりますので、本来の入居者には御迷惑を掛けることはございません。

亀井委員

本来の入居者に影響を与えないということであれば、建て替えのための募集停止を行っているような住宅、横須賀市内にもたくさんあるんですけども、そのような住宅は今後どうするんですか。少々手を加えれば提供できそうなところもあるんですけども。また、これから解雇者がもっと増えてきた場合に、このような措置を増加させていくおつもりはあるのかどうかも含めてお聞きします。

県土整備部参事(県営住宅担当)

追浜第一では、70戸ほど空いているというか募集停止の状態がございまして、横須賀市内には170戸ほど募集停止の住宅がございまして、全県でいきますと、募集停止の住宅が1,700戸ございまして、ただ、募集停止をしておりますので、すぐに使える状態ではありません。50万円、あるいは100万円という金額をかけて修繕して、それを50戸提供すれば3,000万円とか5,000万円とかいうお金がかかるわけです。県営住宅には、ほかにも修繕が必要な住宅がたくさんありますので、なかなか理解を得ることは難しいと考えます。

ただ、委員おっしゃるように、今後緊急事態、先ほども緊張感を持って我々はやっていると申し上げましたけれども、これからどうなるかということを中心にきちんとして見て、募集停止の住宅の中でもどんな住宅が使えるか、あるいは幾らぐらいかければどう使えるか、こういったことはきちんと検討しておきたいと考えてございます。

亀井委員

そうですね。やっぱり、入居したいという人もいますけれども、やっぱりそれに伴う財政的な措置も必要ですから、そのバランスは私も必要だと思うので、的確に判断していただければいいかなと思います。

あと、今回の入居対象は単身者のルームシェアということになっておるんですけれども、どうして単身者に限定したんでしょうか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

一つは、今回の雇止めは、自動車産業が多かったわけですが、単身者が多いというお話を伺いました。

それから、もう一つ、先ほど申し上げたように、6箇月という短期の期限付入居であります。世帯の方、お子さんがいらした場合にはどうしても安定的な住居の確保ということが課題になります。そういった意味で不向きだということで単身者。しかし、ルームシェアという形で何人か入っていただくことで、ほかの住宅とのバランスはとったつもりでございます。

亀井委員

そうすると、家族というか世帯ですね、世帯向きには県としてはどのように対応しているんでしょうか。

住宅供給公社対策担当課長

住宅供給公社にもこうした非常時ですので、県と連携して必要な対策をとっていく必要があるというふうに受け止めてもらっておりまして、具体的には社員寮等から退去を余儀なくされた離職者のうち、同居する家族がいらっしゃる世帯を対象に住宅を供給しているという状況でございます。具体的には、期間は1年間、家賃が通常の半額という条件で、県内に9箇所、合計50戸を用意しております。それで、申込みは1月9日から開始したわけですが、19日現在合計50戸に対して22戸の申込みがあるという状況であります。

亀井委員

今の県営住宅もそうですし、住宅供給公社もそうなんですけれども、例えば県営住宅には、何回抽選しても外れちゃっているという人がいますでしょう。その人たちに対しての対応というか、いろいろ苦情も来ているやに聞いたんですけれども、そのバランスはどのようにとっているんですか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

委員おっしゃったように、そういうお問い合わせ、苦情の電話、それがもう何十件もございました。そのときには、先ほど申し上げたように、本来の入居者には御迷惑をかけない。今回は緊急入居であり通常の募集もすぐ行いますということは一生懸命説明させていただいて御理解をいただいております。

亀井委員

ちょっと細かいことを一つだけ申し上げておきたいんですけれども、県営住宅の期限付入居の資料6ページの左側の参考資料なんですけど、共益費等及び光熱水費ですが、入居者が共同して負担することになっております。そこで、例えば3人でルームシェアをしていて、仕事が決まって1人ずつ減っていった場合は、残っている人たちというのはこの共益費と

か光熱水費は自分で全部負担する、家賃も含めてなんですけれども、そのようなシステムでしたでしょうか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

基本的には、例えば電気の使用料なんかについては、2人で住んでいるときは2人で割っていただく。それが1人になった場合は1人でお支払いいただくということが原則であります。ただ、例えば自治会費については、あらかじめ3人入居の場合は3人で割った額ですが、抜けていった場合にもその額でいいといった配慮は自治会などではしていただいておりますけれども、基本的に公共料金等については委員おっしゃるように、抜けていった場合には、1人で負担いただくということになります。

亀井委員

6月30日という期限が設けられていますけれども、この期限を過ぎても出ない人、居住権を主張する人がいた場合はどのように対応しますか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

基本的には、就労支援等をきちんとして出ていっていただく、その対策を一生懸命やるということであります。その上でという御質問だと思いますけれども、その上でどうしても出ていかなかった場合、これについては、もう次の入居者が決まっておりますので、改めてハローワークとも相談して、きちんとほかの住宅をあっせんする。ただし、どうしても生活再建が半年でできないということだと、これはやはり生活保護ですとか、ほかの施策との連携も必要になってこようかと思っています。そういった意味で、横浜市の生活保護担当者等にもいろいろ御相談していますけれども、そういった生活支援策、それも検討していく必要があるというふうに考えてございます。

亀井委員

これは直接関係ない話なんですけれども、例えば大企業が民間のアパートですとか賃貸マンションと法人契約をしていて、その法人契約が切れたことによって一斉に入居者が出てしまった場合、個人契約をやったことがないという経営者というのは経営にすごく困っちゃっているということもあるやに聞いておるんですけれども、その辺については何か県としては手を差し伸べるようなことはあるんでしょうか。

県土整備部参事(県営住宅担当)

藤沢市に市営住宅運営審議会という審議会がございまして、その席で、委員長が宅建業の仕事をしている方なんですけれども、その委員長から非常に困っている大家さんも出てきているんだというお話があったということをして市から聞いております。その話を聞いて、神奈川の宅地建物取引業協会の湘南支部長さんのところをお訪ねしましてどういう状態か聞いてきました。いろいろなパターンがあるということではありますが、宅地建物取引業協会としても課題意識を持っているとのこと。今後情報交換をしてどういった対策、要するに空いている住宅があるわけですから、民間住宅にきちんと住める状況をつくっていくという対策が必要だということで、今後県にも提言等をしていただくお約束もしてまいりました。おっしゃるようなことも留意しながらその取組を進めていきたいと思っております。

亀井委員

分かりました。今後引き続き支援策を検討し実施していただきたいということを要望し

て、この質問は終わります。

次に、緊急輸送路の機能確保について、何点かお尋ねしたいと思います。

本県では、緊急輸送路においては 337 路線が位置付けられているということなんですけれども、具体的にはどのような路線が緊急輸送路となっているのか、簡単にお答えいただければと思います。

道路管理課長

緊急輸送路につきましては、1 次輸送路、第 1 次路線と第 2 次路線がございまして、1 次路線は緊急輸送の骨格をなすものでございまして、高速自動車国道や一般国道、緊急物資を受け入れる港などを相互に連絡する幹線道路を指定しております。第 2 次路線は、この 1 次路線を補完する路線でございまして、地域的ネットワークを形成する路線、あるいは市町村の庁舎などに連絡する路線を指定しております。この 1 次路線と 2 次路線の合計で 337 路線、約 1,976 キロとなっております。

亀井委員

この緊急輸送路上には例えば橋ですとかトンネルとかもいろいろあると思いますけれども、特に橋の被災を考えた場合に、復旧にすごく時間がかかると思うんですね。これの耐震対策はどのような進ちょく状況なのか教えていただけますか。

道路管理課長

本県が管理している緊急輸送路上の橋りょうの耐震対策、その進ちょく状況でございますけれども、平成 19 年度末で対策が必要な 263 橋のうち 261 橋の対策が完了しております。残る 2 橋につきましても今年度中に完了する見込みとなっております。ただ、昨年の 9 月に新たに県が管理することになりました緊急輸送路であります国道 135 号の真鶴道路旧道の橋りょうにつきましては、今年度から調査に着手いたしまして、その結果に基づいて早期に必要な耐震対策を進めていきたいと、このように考えております。

亀井委員

橋は対策が進んでいるということなんです、トンネルとかはどうですか。

道路管理課長

トンネルにつきましては、トンネルの構造物全体が地山の中におさまっているという関係で、地震が起きたときの動きが地山の動きと一緒に、こういうことですから、地表にある構造物に比べて一般的には地震の影響が少ないと考えております。そこで、トンネル本体への地震に対する特別な補強対策というのは行っておりません。ただ、平成 8 年度の北海道での豊浜トンネルの坑口部の岩盤崩落事故、あるいは平成 11 年の J R 山陽新幹線のトンネル内におけるコンクリート塊のはく離事故と、このような事故を受けまして、緊急輸送路上のトンネルのこういった防災対策については平成 22 年度に完了する予定でございまして。

亀井委員

私の住んでいるところもトンネルが多いので、ちょっと突っ込んで聞きますと、平成 19 年から 20 年、21 年、22 年ということで点検の実施状況が出ていて、平成 20 年は大体 55 箇所あるうちの 33 箇所の点検を実施するという話なんですけれども、これの進ちょく率はどうなんですか。

道路管理課長

緊急輸送路 55 箇所ございまして、そのうちの 35 箇所を 19 年と今年度で完了する予定でおります。進捗よく率でいきますと、大体 6 割強の数字になります。

亀井委員

21 年から 22 年で残り 20 箇所の点検もありますし、その辺のところもしっかりと進めていただければと思います。

あと、緊急輸送路沿道の構築物の耐震化について、ちょっと角度を変えてお尋ねしたいんですけれども、ブロック塀の安全対策ですとか看板等の落下等も含めた、そのような安全対策も必要だと思うんですけれども、その辺のところはどのように考えていらっしゃるんですか。

建築指導課長

ブロック塀、あるいは看板等につきましては、建築基準法でいろいろな基準がございます。その中でもブロック塀につきましては市町村の補助を設けてございまして、こちらは緊急輸送路というふうに対象を限定したものでございませませんが、一応危険なブロック塀や石垣、こういうものを除去したり、あるいは生け垣に転換するという場合に市町が所有者に補助する制度がございます。これは、横浜市等 21 の市町で実施してございます。

次に、落下物でございまして、平成 19 年 6 月に新宿で看板が落ちたという事故がございましたが、これを受け、昨年、県及び 12 の特定行政庁で約 1 万 300 棟の調査を実施しました。そのうち危ないもの、危なくなかったもの等々ございまして、危険なものにつきましては県及び特定行政庁で引き続き指導しているという状況でございまして。

亀井委員

ちょっとまた細かくて申し訳ないんですけれども、今の二つは建築基準法に、その中に含まれるということで理解したんですけれども、ただ自動販売機については、建築基準法に関係ないと思いますが、これに対してはどのような考えというか措置をしていますか。

建築指導課長

特に、自動販売機につきましては私ども所管してございませませんが、ただ J I S の方で設置方法について基準がございます。主に、あと施工アンカーできちんと基礎に連結しなさいと、そういう細かい規定がございます。それで、今回緊急輸送路沿いにどういう構築物があるか、その調査を実施する予定がございまして、そのときにきちんと地面に設置されているかどうか、こういうものも併せて把握してまいりたいと、このように考えてございます。

亀井委員

やっぱり、一番大切なところは沿道にある建物、家屋かと思うんです。耐震改修促進計画を策定して、それに基づいて促進していくというふうなことだと思うんですけれども、促進計画では緊急輸送路沿いの建築物についてどのように位置付けているのか、それをお聞きします。

建築指導課長

県の耐震改修促進計画、これの中に地震時の通行確保をすべき道路としまして緊急交通路指定想定路線、これを位置付けて沿道の建築物耐震改修を促すという姿勢を示してございます。この指定想定路線につきましては、被災時に交通を規制する幹線道路で、緊急輸

送路の一部がこの指定想定路線というふうな位置付けになってございます。

一方、市町村の方でも耐震改修促進計画の作成が進められておまして、これまで8の市町で策定してございますが、その中でやはり緊急交通路指定想定路線、これを位置付けて沿道の建築物耐震改修を促進するというふうな取組も記載されているところでございます。

これらの促進計画を作成するに当たりましては、一部の市では沿道の建物がいつ造られたのか、こういう調査も併せて行っておりますので、こういうデータも活用しながら県の緊急輸送路沿道の建築物の状況のデータの集積を図ってまいりたい、このように考えております。

亀井委員

今、状況の把握とおっしゃったんですけれども、この沿道にある家屋でも、例えば昭和56年以前のもので57年以降のものという建物が混在しているところもあれば、56年以前の建物だけがそこにあるということもあるかと思うんですけれども、そのようなやっぱりいろいろなばらつきがあるようなところと、57年以降のところもあると思うんですけれども、そのような形でいろいろな対応の仕方があるかと思うんですけれども、それについてはどのような対応を考えていますか。

建築指導課長

いわゆる新耐震といまして、昭和57年以降につきましては今の構造基準により建てられております。地震には、多少の被害は受けますが、人命等にまで危害を及ぼさないだろうというふうに我々認識しております。問題は、昭和56年以前に建てられた、いわゆる旧耐震で建てられた建築物、こちらの方は地震等について倒壊する危険が大きいという認識でございます。これにつきましては、沿道も含んでおりますが、県下全体の大体90%の耐震化を目標として様々な施策を講じてまいりたいと、このように考えております。

亀井委員

90%以上、それはいつぐらいまでですか。

建築指導課長

目標年次としましては、平成27年度までに目標を達成としてございます。

亀井委員

27年というのと、まだあと5年も6年も先ですので、もちろんたくさんある家屋の中で順番にという話になりますけれども、より迅速に行っていただきたいなと思います。道路というのは、要するに緊急避難的なものとしては一番大切なところでもありますから、その辺のところはやっぱり迅速に、計画を持ってしっかりと対応していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。